

平成22年第8回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年11月26日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成22年11月26日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の一部変更
- 第 4 議案第164号から議案第178号
- 第 5 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第164号から議案第168号、議案第174号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第169号から議案第171号、議案第175号から議案第177号
（産業建設常任委員会付託案件）
議案第172号、議案第173号、議案第178号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 松本正勝君 | 2番 | 中川直美君 |
| 3番 | 中村剛一君 | 4番 | 臼杵克身君 |
| 5番 | 金田淳一君 | 6番 | 浜田正敏君 |
| 7番 | 廣瀬擁君 | 8番 | 小田純一君 |
| 9番 | 小杉邦男君 | 10番 | 大桃一浩君 |
| 11番 | 中川隆一君 | 12番 | 岩崎隆寿君 |
| 13番 | 中村良夫君 | 14番 | 若林直樹君 |
| 15番 | 田中文夫君 | 16番 | 金子健治君 |
| 17番 | 村川四郎君 | 18番 | 猪股文彦君 |
| 19番 | 川上龍一君 | 20番 | 本間千佳子君 |
| 21番 | 金子克己君 | 22番 | 根岸勇雄君 |
| 23番 | 近藤和義君 | 24番 | 祝優雄君 |
| 25番 | 竹内道廣君 | 26番 | 加賀博昭君 |
| 27番 | 佐藤孝君 | 28番 | 金光英晴君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|-------------|-------|---|--------|-------|---|
| 市長 | 高野宏一郎 | 君 | 副市長 | 甲斐元也 | 君 |
| 教育長 | 臼杵國男 | 君 | 総合政策監 | 齋藤元彦 | 君 |
| 会計管理者 | 本間佳子 | 君 | 総務課長 | 山田富巳夫 | 君 |
| 総合政策課長 | 小林泰英 | 君 | 行政改革長 | 中川和明 | 君 |
| 島づくり推進課長 | 金子優 | 君 | 世界遺産課長 | 北村亮 | 君 |
| 財務課長 | 伊貝秀一 | 君 | 地域振興課長 | 計良孝晴 | 君 |
| 市民生活課長 | 佐藤弘之 | 君 | 税務課長 | 田川和信 | 君 |
| 環境対策課長 | 児玉龍司 | 君 | 社会福祉課長 | 新井一仁 | 君 |
| 高齢福祉課長 | 佐藤一郎 | 君 | 農林水産課長 | 金子晴夫 | 君 |
| 建設課長 | 渡邊正人 | 君 | 下水道課長 | 和倉永久 | 君 |
| 学校教育課長 | 山本充彦 | 君 | 両津病院院長 | 塚本寿一 | 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 藤井雄一 | 君 | 監査委員局長 | 児玉功 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 島川昭 | 君 | 消防長 | 金子浩三 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|-------|------|---|-------|------|---|
| 事務局長 | 池昌映 | 君 | 事務局次長 | 歌重一 | 君 |
| 議事調査係 | 中川雅史 | 君 | 議事調査係 | 太田一人 | 君 |

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第8回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、竹内道廣君及び加賀博昭君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今臨時会の会期・日程についてご報告をいたします。

去る11月24日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期・日程について協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日1日間といたします。

日程は、お手元に配付の市議会臨時会会期日程をごらんください。

この後、議席の一部変更、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付け、議会運営委員会を行い、その後本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

- 議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

○議長（金光英晴君） 日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の一部変更について、さきの臨時議会での副議長選挙に伴い、お手元に配付の変更議席表のとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した変更議席表のとおり議席の一部を変更することに決しました。

日程第4 議案第164号から議案第178号まで

○議長（金光英晴君） 日程第4、議案第164号から議案第178号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議案第164号から議案第166号まで関連した議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案は本年8月の人事院勧告を踏まえ、市議会議員、特別職及び教育長の期末手当に関し関係する条例の一部改正を行うものであります。改正内容は、期末手当について本年12月の支給月数を0.15月引き下げること、翌年度については年間の支給月数を本年度と同様に引き下げるものであります。

議案第167号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、本年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容は、本年12月から医師を除いた中高年齢層の給料表の引き下げ及び12月の期末手当等の支給月数を0.2月引き下げること、翌年度については期末手当等の年間の支給月数を本年度と同様に引き下げるものであります。

議案第168号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳出において一般職の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の減額計上及び財政調整基金への積立金9,726万1,000円を予算計上するものであります。

議案第169号から議案第178号までの議案につきましては、いずれも一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の減額計上であります。

議案第169号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ42万8,000円を減額し、予算総額を70億2,582万5,000円とするものであります。

議案第170号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ23万3,000円を減額し、予算総額を7億3,066万6,000円とするものであります。

議案第171号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ83万6,000円を減額し、予算総額を68億8,434万3,000円とするものであります。

議案第172号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ121万5,000円を減額し、予算総額を18億822万9,000円とするものであります。

議案第173号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ186万5,000円を減額し、予算総額を36億8,989万3,000円とするものであります。

議案第174号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ55万1,000円を減額し、予算総額を3億1,252万9,000円とするものであります。

議案第175号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ327万円を減額し、予算総額を4億7,490万3,000円とするものであります。

議案第176号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ323万8,000円を減額し、予算総額を5億7,108万8,000円とするものであります。

議案第177号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的支出において1,156万6,000円を減額し、収益的支出の累計予算額を24億8,760万7,000円とするものであります。

議案第178号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、支出の既定予定額を147万7,000円減額し、支出総額を10億9,209万9,000円に、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を20万9,000円減額し、支出総額を16億354万7,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 議案167号ですが、一般職の職員の給与に関する法律とありますが、佐渡市の一般職の職員の給与が法律によって縛られるということはあるのですか。佐渡市独自の条例であればいいので、法律と直接これつながらないと思うのですけれども、これはどういうふうなことなのか。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

国の法律といいますか、国家公務員の改正に準拠して私どもが条例改正をいたしております関係上、法律の題名のところにつきましては一般職の職員に関する法律、それから施行令等ございますので、その運用の関係を見習いまして、市の給与条例に適合するように改正をすると、そういう内容でございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 地方主権とか地方分権が叫ばれてきたわけですから、過去のそういう国でやっておれば地方自治体もそれでいいのだという発想の中のこういう議案の提案の仕方は今後改めるべきだと思うのです。佐渡市独自で、場合によれば給与を上げることもあるかわからぬ、あるいは経済状況によっては下げることがあるかもわからぬ。ただ国が国家公務員に対する法律であって、地方自治体に対する法律ではないはずなので、こういう議案の名目というか、これは今の総務課長のときにきちんと佐渡市の職員の給与ということはどういうふうな名目でやればいいのか、きちんと考えてもらいたいと思う。今回はこういう形で提案したのですが、前から私これ気になっておったのですが、全く国家公務員と地方公務員あるいは佐渡市の職員、このことについては違うわけですから、国家公務員の給与の改定にあわせてやるということだけであって、このことの法律に基づくようなことではないと考えますが、その点総務課長の見解を求めます。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、表題のつけ方にちょっと過誤があるといいますか、適当でなかったように感じますので、以後これは改めたいと思っております。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） これは市長にお尋ねをいたしますが、人事院勧告にあわせて平均でマイナスの1.5ということで提案されておるわけですが、ほかの自治体等で人事院勧告よりも切り込んだ自治体もあるわけですね。そういう自治体とあわせて見たときに、佐渡市はもっともっと状況が私は厳しいのではないのかなと思っておるのです。そういう中でこの平均値をとったというのはどういうことなのか、まず聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 計算基準については、総務課長に説明させます。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

私どもこの条例案を提案するに当たりまして、県内20市等いろいろと資料を取り寄せまして調査いたしました。その結果、確かに議員おっしゃるように私どもよりも若干切り込んだという市があることも事実でございますけれども、ほとんどの市が平均といたしますか、国を準拠しているということ、あるいは国、あるいは県から国に準拠するようにと、それ以上はみ出すなど、それ以上に今回の場合削減でございますので、削減率が高くなるということについての抑制はございませんが、一応現状をかんがみまして他市の状況、国の状況を見て平均値をとったと、そういうことでございます。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 私が聞いたのは、提案者にこれを提案をする決断をした状況はどうかということに聞いたのです。他市との平均をどうだというようなこと私は聞いたのではない。というのは、この平均値を出すための手法に地域の給与ベースがどのぐらいの違うの、ボーナスがどう違うのという民間との格差をとって、これは1.5と出したのです。では、佐渡市における民間との格差、賃金格差、ボーナスの格差、これはどのくらいあるのですか。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 私ども佐渡市における民間との給与の格差についての調査というものをいたしておりませんので、データがありません。やむなく国のほうが全国1万1,100の事業所について、同業種と同職種ということで調査をかけ、そして平均を出し、そして今地域手当というようなもので全国的に地域、民間との均衡、権衡が調整とれるように調整いたしております関係上、私ども人事委員会を持っておりませんので、どうしても国の基準を見て、そしてそれに近いものというような形の中で平均をとって給与を制定するしか現段階では手法としては、情報量、データ等もありませんので、できないということの中から平均的なもので給与改定いたしているという現状でございます。

○議長（金光英晴君） 祝優雄君。

○24番（祝 優雄君） 市長、ですから私は何度も一般質問で提案をしてきたわけです。佐渡市の場合は人事委員会を持つ必要はないけれども、単独では持つ必要はないけれども、それに準じたものを持つべきだと、そうすれば毎年その調査をしなければならんし、するのです。そうするとしっかりしたデータが出てくるわけです。ですから、私はそれに準じた組織をつくって対応したらどうですかということ、何回も私提案しているのです。そういうことをすべきなのです。

それから、佐渡市の場合はラスパイレスから見れば86ぐらいで低いのです。ですから、猪股君言うたように上げるという場合だってあり得る。しかし、その調査対象がしっかりしていないから、そういう議論にはなり得ないのです。そこに私は問題があるという指摘をずっとしてきたのです。

もう一つ、佐渡市の場合はこれだけの大きな町村合併をしました。村と町と市が合併したわけですから、それを高い市のところに給与ベースを合わせたわけですから、給与の底上げというのは大きいのです、非常に。そのバランスをもってしてこういう形でやられたのでは、市民感情は納得できないというのはそこなのです。これは、確かに今ラスパイレスは86か幾らです。しかしながら、そのいわゆる上げ幅といたしますか、今の給与水準に上げる上げ幅というのが非常に大きいのです。市と市とが合併をしてこういう形で

いったんじゃない。そういうことを全く別に置いて議論をされたのでは困るのです。ですから、私は何度も、何度もこの話をしてきた。ですから、やはり現実、現状というものを抑える方式をやはりつくるべきだと思います。市長、これはどうしてもここで変な方向に、一般質問みたいになってはならないのですけれども、やはり市長、提案者ですから、そここのところをきちっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 合併して以来、給与水準のすり合わせにつきましては、当然給与というのは下方硬直性が非常に強い対象でありますので、一番高いほうに合わせましたが、しかしその後の調整でかなりのところは減額修正をして現在のところまで至っています。そういう形もあって、いろんな形でバランスをとりながらやりたいというのが正直なところで現在やってきたわけです。議員がおっしゃるように、地域の給与と合わせるといのも一つの手法ではありますが、何せ佐渡市の場合は議員も言われるように全体の給与水準は低うございます。それで、その中で先ほど私申し上げたように下方硬直性もあるわけで、こここのところのバランスのとり方というのは非常に微妙であろうというふうに思います。いずれにしても生活を大事にするというのも一つの考え方でございますし、公務員の場合は上げるのもなかなか難しい、そういう形でどこも同じような手法をとっているんで、そうかといいいながら全体が下がったときには、国主導でこういうふうな形で一つの基準は示します。それについては、我々もそれにできるだけ従う、さらに特別な経費があれば、これについては修正するのもやぶさかではなく、現在もそういう形でいろいろやっておるわけでございますので、ぜひ今回の件はよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） みんなして貧しくなりましょうという考え方がいつも議論になるのだ。そうではなくて、この給料はなるだけ下げないようにすると、そのかわり佐渡全体が豊かになる、その中心を担っておるのは職員なので、だからというやっぱり論理がなければならぬと思うのだ。みんな佐渡全体が貧しくなりましょうというような発想に聞こえる。これは、市長しっかりしてもらわなければ困るのです。これから一般質問で出てくると思うのですが、給料の高さではないのだということを、いいですか。だから、そういう視点もなければ発展性がないのです。そうすれば今の議員のも下げてしまえというような話になってしまうのだ。そういうことをしっかりと政治を担う者は肝に据えてやらなければならぬと、私はそう思うのです。市長、その点でちゃんとした答弁しなさい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然給与というのは、だからある程度横並びというところもあるわけで、今みたいな議論になるわけなのですが、これは後ほどまた議論させていただきますが、給与というのは下げればいいものでもありません。やっぱり下方硬直性というのは、なかなか亭主がきょうもらってきたのが下がってきたといえば奥さんがなかなかおかんわりになるように、家庭の中でのやっぱり一定のところはあるわけです。一定のところの安定性も必要になる。しかし、周りを見渡せば民間では非常に職もないということもあるわけなので、そういうことも十分考えながらやらせていただきたいというふうに思っております。いずれにしても議員がおっしゃるように、ただ下げればいいというのであるのかどうかということです。

やっぱりこれ以上言及しませんが、いろんな形で職員も一生懸命佐渡の発展に努力をするということをし上げて、ご了承いただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） ちょっと確認したいのですけれども、先ほどの市長の説明の中に給与を下げる中に医療職の中で看護師さんとか薬剤師さん載っているのですけれども、医師以外というふうに言ったように思うのですけれども、間違いないでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 今回の改定の中には医療職1のお医者さん等は含まれておりません。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 下げなかった理由を教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 今地域が医師が非常に不足している等、医師の確保が困難であると、そこで勤務条件の一種であります給与等を下げますと、ますますお医者さんが地方に来なくなるというようなことをかんがみまして、今回の改正から外れているというふう聞いております。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） これは、間違った考え方なのです。一番お金に困っていないドクターの給与を下げないというのは、医師不足というのはそういう給与面の問題ではないのです。それは5,000万とか1億といった話になったら別ですけれども、せいぜい2,000万とか3,000万の給与のことでドクターが来ないとは違うのです。ドクターもやっぱりここに市職員として働いているからには、佐渡市の市民と同じような痛み分かち合えることは全く苦にしていけないわけです。そうでなくて、ドクターがここに来たくなる、勤務したくなる背景、例えばそれは空港問題、例えば新潟・佐渡便をしっかり開設するとか、それからもっと研究、学会に出やすくなるような背景をつくってあげるとか、それから住環境の設備とか、そういうものがちゃんと満たされる場所に、特に若手のお医者さんというのは来るわけなのです。決して給与をドクターだけ特別下げないで守ることによってお医者さんが来るというのは全く間違った考え方ですので、そういう考え方は今後直すという、もっとほかのほうのサービスをちゃんとするという気持ちはございませんか、その辺ちょっとお聞かせください、市長。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 確かに正論は正論なので、それについて反論するつもりありませんけれども、例えば勤務環境をよくしようということは当然多くの医師が来てもらわないと、今の不足状態ではできないわけですし、これは一つのメッセージとして受けとめていただければありがたいと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第167号についての質疑を終結いたします。

議案第168号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についてのの質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 全体が人事院勧告に伴う議案であります、ここでお聞きをしておきたいと思いません。

まず、第1点は人事院勧告に伴うものではあるのですが、労組との妥結状況はどのようになっているのかが1点。

2点目は、若手については今回適用しないということですが、具体的に言うとしたらどのぐらいの年齢層からということになるのか。それと、あわせて平均の値下げ額はどの程度なのか、お聞きをしたいのが1点であります。

2点目は、深刻な不景気の中で内需拡大が今重要だと言われている中で、農業の所得も減っていますし、これ給与下げることによって佐渡全体として見た場合に内需の冷え込みにつながる側面私と思うのですが、その辺は皆さん方どのように考えているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

まず、1点目の組合との関係でございますが、組合とは交渉いたしまして、一応かなり抵抗はございましたけれども、今回国に準拠して今回の条例提案をすることについては合意をいたしております。

それから、平均でございますが、市の職員としまして、給料表、こちらの関係で申し上げますと、年間6万9,000円の減額、そして率で1.3%の減となっております。そして、給料表の改定につきましては、おおむね40歳以上のほうが下がったと、それ以下の職員については下がっていないという状況でございます。

それから、議会の皆さんから多いと言われる100億余りの人件費を払っている状況でございますので、その職員の給与が一人頭微々たる、先ほど言いました6万9,000円といいながらも、職員数は結構多くございますので、民間に対してはかなりの影響が出ようかと思えます。要するに消費が底冷えしてくるというような影響になろうかと思えます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今回の予算見ますと、9,726万円が今回人事院勧告の部分で職員の人件費減る、もともと9,726万円については予定をしていたわけですから、ところがこの予算書を見ると貯金である財政調整基金に丸々詰め込む、やっぱりそうではなくて仮に労組の妥結をした部分があるようですが、皆さん方の9,726万円をやっぱり市民のために使うというような、やっぱり仕組みがいったのではないかと。ちなみに、財政調整基金は約55億円佐渡市政上最も膨大な金額となっているわけですから、この景気が冷え込んでいる中でやっぱりそういう仕掛け、この後の12月議会の中でそういう仕掛けつくってくれてあるのだらうと思うのですが、それをすることによって市民も喜ぶし、職員も自分ら給料下げただけけれども、市民のために使われた、こういう仕掛けが要るのだと私は思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

今回の補正予算におきましては、人事院勧告に伴います減額そのものについては財政調整基金に同額を積み立ててございます。その財源を地域経済のために使うべきではないかというようなご質問だと思いますが、そういう対策につきましては今後しっかり考えていくことにしております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この考え方で聞きたいのですが、例えば20ページ、21ページの漁港建設費、それから34ページ、35ページの災害復旧の中でも人件費をカットしておるけれども、これ自体はそれにすべての事業に含まれてくるわけだから、あえてここでカットしなくても実質的に職員を横並びの給与の減額にしたいというならわかるけれども、事業費を自らカットする必要はないと、工事そのものがというふうなことで考えられるのだけれども、その辺はどういう理解に立てばいいのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 議員おっしゃるのは、これ事業費の中に直接ということではなくて、当初予算の中であくまでも人件費として、別で項目を持ってありますので、その中から1年分の給与を張りつけてしているのです。そこから今回減額になった分を落とすと、そういうことで事業費自体を落とすという考え方はございませんので。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） それは十分わかるのだけれども、人件費が加わった事業費ということで当然国は認めてひもつきで来ておるのはわかるけれども、あえて佐渡市がこの部分について人件費を減額しなければならないと、法的にそれ下げなければ違反をしているということにはならないという理解をするべきだと思うのだけれども、そこは違うのですか。例えば人件費もくるまって幾らということは、それは当然わかるのだけれども、佐渡市の給与体系をもとにやりなさいというふうな形の国の補助金の認め方ではないというふうに理解するのだけれども、その辺は違うかどうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 款項目まではよろしいのですが、節の中で人件費として措置してある分から落とすということで、款項目のところの事業費部分はそのまま残っているわけです。そこには手をつけていないのですが、人件費としてこれを款項目で節まで含めて予算措置をしてございますので、その中の人件費分を落とさざるを得ませんので、落としてしまうと、これ会計法上そういう形になりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そういう意味ではなくて、会計検査院が来たときにその部分の事業は人件費としておのせているわけだ、当然。しかし、それを法的にうちがそれを引かなければならないということはないというふうな考え方には立っていないのか。これを引かなくたって会計検査院が来ても私は問題ないと思うのだけれども、そういう意味で聞いておるのだ。それは十分承知しておるのだ、人件費。国の補助金をもらってやる仕事の中で、会計検査院が来てもうちが引かなくても会計検査院から指摘されることはないという

理解に立つべきだと思っただけけれども、どうかということ。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

今の議員の質問は、事業費との兼ね合いで話をされているかと思えます。事業費の中には従来ですと事務費工雑というようなものがその事業費についてございました。それについては、国の制度改革で22年度からなくなりました。その分については、今年度の事業費の中に人件費というものは含まれておりません。したがって、今回その人件費のものについては落とす必要があるというものでございます。説明になりましたでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第168号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第169号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第169号についての質疑を終結いたします。

議案第170号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第170号についての質疑を終結いたします。

議案第171号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第171号についての質疑を終結いたします。

議案第172号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第173号についての質疑を終結いたします。

議案第174号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第175号についての質疑を終結いたします。

議案第176号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第164号から議案第178号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩といたします。

午前10時46分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） 午前中の議案質疑の中で、村川議員に対しまして私がお答えした答えの中で、今回の職員の給与改定につきまして、行1であるお医者さんの分は含まれていないというふうにお答えいたしましたところを、これは佐渡市独自で除外しているようにお感じ取られた方がおられるというお話でございましたので、その関係について補足説明をさせていただきます。

今回の人事院の勧告の中では、医療職俸給表（1）については国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から引き下げ改定は行わないこととするということで、人事院勧告そのものが医療職1についての改定を見送っているということから、私どものほうでも医療職1については改定しないということでございますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第161号から議案第163号まで

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第169号から議案第171号、議案第175号から議案第177号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第172号、議案第173号、議案第178号

○議長(金光英晴君) 日程第5、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

[総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇]

○総務文教常任委員長(小杉邦男君) 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第164号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員の本年12月の期末手当支給月数を0.15月、翌年度以降の支給月数を0.15月引き下げるために条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第166号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は人事院勧告を踏まえ、特別職及び教育長の本年12月の期末手当支給月数を0.15月、翌年度以降の支給月数を0.15月引き下げるために条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第167号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、人事院勧告を踏まえ、本年12月から医師を除いた中高年齢層の給料表の引き下げ、本年12月の期末手当等の支給月数の0.2月引き下げ及び翌年度以降の支給月数の0.2月引き下げを行うために条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第168号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算(第6号)について。本予算案は、歳出で佐渡市職員の給与に関する条例等の一部改正による人件費等の減額及び財政調整基金への積立金9,726万1,000円を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第174号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ55万1,000円を減額し、予算総額を3億1,252万9,000円とするものであります。補正内容は、歳入では一般会計繰入金を減額するものであり、歳出では佐渡市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、人件費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第169号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ42万8,000円を減額し、予算総額を70億2,582万5,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第170号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ23万3,000円を減額し、予算総額を7億3,066万6,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第171号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ83万6,000円を減額し、予算総額を68億8,434万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第175号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ327万円を減額し、予算総額を4億7,490万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第176号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ323万8,000円を減額し、予算総額を5億7,108万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第177号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人事院による給与改定の勧告を踏まえて、収益的支出の予算額を1,156万6,000円減額し、24億8,760万7,000円とする

ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第172号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ121万5,000円を減額し、予算総額を18億822万9,000円とするものであります。補正予算の内容は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第173号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ186万5,000円を減額し、予算総額を36億8,989万3,000円とするものであります。補正予算の内容は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第178号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について既決の支出予定額を147万7,000円減額し、10億9,209万9,000円とするものであります。また、資本的収支について、既決の支出予定額を20万9,000円減額し、16億354万7,000円とするものであります。補正予算の内容は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第8回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年11月26日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 竹 内 道 廣

署 名 議 員 加 賀 博 昭